

## 次世代育成支援対策推進法の改正について

全国児童福祉主管課長会議資料(平成 26 年 2 月 26 日開催)

## 3. 次世代育成支援対策推進法の延長について（地域行動計画・特定事業主行動計画関係）

次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」）については、平成 26 年度末までの時限立法とされているが、昨年 12 月に労働政策審議会から出された建議等を受け、今般、次世代法の 10 年間の延長等を内容とする「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律案」を国会に提出したところである。

これを受け、法案成立後に、地域行動計画、特定事業主行動計画等の記載内容を定める行動計画策定指針の改定を行うこととしており、これを踏まえて各地方公共団体においても新しい計画の策定することとなるのでご承知置きいただきたい。

なお、地域行動計画の策定については子ども・子育て支援法の関係整備法によって任意となっており、また、同計画については子ども・子育て支援法に定める事業計画と一体のものとして策定することも可能である。

改正法案の成立:平成 26 年 4 月 16 日（施行日:平成 27 年 4 月 1 日）

改正内容等

- ・法律の有効期限を 10 年間延長（平成 37 年 3 月まで）
  - ・一般事業主行動計画、認定制度の充実
  - ・地方自治体による行動計画の策定は任意化\*
- ※子ども・子育て関連 3 法により事業計画の作成が義務づけられることに伴い、任意化



(法案成立後)

国において行動計画策定指針\*の改定

※地方公共団体及び事業主が行動計画を策定する際の指針

行動計画策定指針について

内閣府子ども・子育て支援新制度説明会 質疑応答（平成 26 年 4 月 17 日）

Q 次世代育成支援対策推進法に係る行動計画策定指針はいつごろ出るか。

A 一般事業主に係る部分は大きく変わるので、かなり時間はかかると思う。地域行動計画の部分は早めに情報提供したいと考えているが、時期は未定である。

## 平塚市子ども・子育て支援事業計画イメージ図

